

はじめに

福生市教育委員会では、平成 22 年 3 月に「福生市教育振興基本計画」を策定しました。この計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間で福生市が目指す教育目標と基本方針を掲げ、その実現に向けて前期 5 年間で取り組むべき施策を示したものです。

計画の策定から 5 年が経過し、その間、我が国では、少子高齢化、高度情報化、国際化などが更に急速に進み、また、災害や事故を教訓に、社会全体で安全安心な環境づくりを目指しています。教育分野においても、これらの社会状況を起因に、さまざまな問題と課題が生じ、また深刻化かつ複雑化しています。

福生市教育委員会は、児童・生徒の安全安心を前提に、学力の向上策、不登校・特別支援教育等の改善に向け、平成 25 年度に、子どもに関わる関係機関等の委員による「ふっさっ子未来会議」を設置して検討を行い、その検討結果を 6 つの未来提言としてまとめ、平成 26 年度にはその提言を具現化するための計画や方針を策定しました。

また、平成 27 年 4 月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）の一部改正により、市長においては教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の「大綱」を定めることとされ、福生市では平成 27 年 5 月 8 日に開催された総合教育会議の中で「大綱」について協議が行われ、「福生市教育大綱」が策定されました。

このような状況を踏まえ、福生市教育委員会では、平成 22 年度から平成 26 年度までの前期 5 年間で取り組むべき施策を検証すると共に、社会状況の変化や新たな教育課題に対応するため、教育目標と基本方針に基づき、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ここに福生市教育振興基本計画〔修正後期〕を策定しました。

今後、福生市教育委員会は、本計画に基づき、学校、家庭、地域や各関係機関との連携協力を図りながら、教育目標の実現を目指して教育施策を展開してまいります。

また、平成 27 年 4 月の地教行法の改正では、教育委員会制度の改革が行われ、福生市においては法律の施行と同時に新たな教育委員会の体制に移行し、法律改正の趣旨に則り、取り組んでいくこととしました。更に、市長と教育委員会の連携を図り、施策の方向性を共有して、教育行政の推進に努めてまいります。

皆様の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

平成 27 年 5 月

福生市教育委員会

目 次

1 計画の基本的な考え方	1
(1) 計画策定の経緯	1
(2) 計画策定の目的	1
(3) 計画の位置付け	1
(4) 計画期間	2
(5) 福生市教育大綱	2
2 国及び東京都の計画・教育を取巻く状況と今後予想される社会の変化	3
(1) 国及び東京都の計画	3
(2) 教育を取巻く状況と今後予想される社会の変化	3
3 教育目標と基本方針	11
(1) 福生市教育委員会の教育目標	11
(2) 教育目標を達成するための基本方針	12
4 後期5年間の施策の体系	13
5 後期5年間で取り組む施策	17
<<基本方針1>> 子どもたちの「生きる力」の育成	
推進事業1 豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進	17
推進事業2 確かな学力の定着	21
推進事業3 社会的自立や国際性を備えた人間育成	24
<<基本方針2>> 信頼される学校づくりの推進	
推進事業1 地域に根付いた魅力ある学校づくりの推進	26
推進事業2 教職員の資質・能力の向上	28
推進事業3 教育環境の整備・充実	30
<<基本方針3>> 生涯学習社会の推進	
推進事業1 あらゆる機会・場所で自ら学び、 社会参加と健康づくりができる環境の整備・充実	33
推進事業2 生涯学習を支える人材の育成	37
<<基本方針4>> 地域の教育力の向上	
推進事業1 学校・家庭・地域が連携し、 子どもの成長をはぐくむ仕組みづくり	38
推進事業2 家庭・地域の教育力の向上	40
6 計画推進のための点検・評価の活用	43
付 参考資料	45